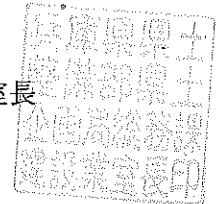




土 第 1 6 6 8 号
平成 2 5 年 2 月 1 9 日

建設業者団体の長 様

兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室長



建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

本県の建設業行政については、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成25年2月13日付け事務連絡で国土交通省土地・建設産業局建設業課から別添のとおり建設業法施行規則の一部を改正する省令の公布について通知がありましたのでお知らせします。

については、貴団体傘下の会員に対して周知方お願いします。

（添付文書）

- ・ 兵庫県作成の「建設業許可申請等に係る様式の改正について（お知らせ）」
- ・ 平成25年2月13日付け事務連絡
- ・ 概要「建設業法施行規則の一部改正について」
- ・ 新旧対照表
- ・ 改正後の様式

総務課建設業室 田中
TEL 078-341-7711
内線 4575/4576

建設業の許可を受けている皆様へ

建設業許可申請等に係る様式の改正について（お知らせ）

（兵庫県県土整備部 平成25年2月）

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部を改正する省令（平成25年2月13日国土交通省令第4号）が平成25年2月13日付けで公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

ついては、これに伴い、平成25年4月1日から各事業年度に係る決算変更届や建設業許可申請（新規）の際に提出が必要となる書類について、以下のとおり改正されましたのでお知らせします。

1 改正される様式

① 株主資本等変動計算書（別記様式第17号）

<改正の概要>

- ・ 会社計算規則の改正を踏まえ、「前期末残高」の表現を「当期首残高」へ改めるとともに、会社計算規則に則した記載要領を追加する。

② 注記表（別記様式第17号の2）

<改正の概要>

- ・ 会社計算規則の改正を踏まえ、注記事項として「会計方針の変更」、「表示方法の変更」、「会計上の見積りの変更」、「誤謬の訂正」を追加する。
- ・ 会社計算規則の改正を踏まえ、一株当たり情報に係る注記の記載要領に、株式を併合又は分割した場合における記載事項を追加する。
- ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則と表記を揃えるため、関連当事者との取引の注記事項に係る「属性」の表現を「種類」へ改めるとともに、記載要領に「種類」の定義を追加する。

2 適用の時期

平成24年4月1日以降に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表については改正後の様式をご使用ください（平成24年4月1日前に開始した事業年度に係る決算期のものは改正前の様式を使用することができます。）。

※ 改正後の様式は兵庫県ホームページ「建設業許可申請書等のダウンロード」のページに掲載します（平成25年3月上旬予定）。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37_000000013.html